様式第11の2（第20条関係）（昭60通産令33・追加、平4通産令42・平13経産令13・平19経産令26・平27経産令6・一部改正）

ABSTRACT

〔備考〕

1　要約書は、可能な限り簡潔に記載する。(50語以上150語以内であることが望ましい。)

2　その他は、様式第1の備考1から4まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、様式第8の備考2から6まで及び10並びに様式第11の備考1、2、4及び5と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。